# 認可外保育施設事業内容等変更届　変更内容リスト（守口市版）

届出を行なった認可外保育施設の設置者は、下記のとおり、届け出た事項に変更を生じた場合、変更日から１か月以内にその旨を市長に届け出ることが必要となります。

1. 施設の名称及び所在地
2. 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
3. 建物その他の設備の規模及び構造
4. 事業を開始した年月日
5. 施設の管理者の氏名及び住所
6. 開所している時間
7. 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
8. 届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数
9. 入所定員
10. 届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間数を八で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
11. 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
12. 設置者及び職員に対する研修の受講状況
13. 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
14. 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
15. その他、変更した事項

〈法的根拠〉

児童福祉法第五十九条の二

児童福祉法施行規則第四十九条の三

守口市認可外保育施設指導監督要領第五条の二